## 広島市耐震シェルター等設置補助事業実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊から市民の生命を守るため、市民が自ら行う住宅への耐震シェルター等の設置に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、広島市補助金等交付規則(昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 耐震シェルター等 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッド、並びに一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造・機能を有する分電盤タイプの感震ブレーカーをいう。
  - (2) 補助対象住宅 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法 の住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
    - ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅 (延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)で あること。
    - イ 地階を除く階数が2以下であること。
    - ウ 1階に耐震シェルター又は防災ベッドを設置できる住宅である こと
    - エ 耐震診断の結果、上部構造評点が 1. 0 未満であるもの又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強 方法」に規定する誰でもできるわが家の耐震診断に基づく診断の 結果、評点の合計が 7 点以下であるもの。
  - (3) 高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。
    - ア 申請時における年齢が65歳以上である者
    - イ 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) に規定する

身体障害者手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者
- エ 療育手帳の交付を受けた者
- オ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定 又は要支援認定を受けた者
- カ その他医師の診断等により災害時に援護を要すると認められる 者
- (4) 補助対象者 補助対象住宅へ耐震シェルター等を設置しようと する者で、当該住宅に居住している高齢者等又は高齢者等と同一 の世帯に属する者をいう。

(補助要件及び補助額)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が、補助対象住宅について行う耐震シェルター等の設置とする。なお、感震ブレーカーの設置については、耐震シェルター又は防災ベッドと合わせて設置する場合に、補助対象とする。
- 2 補助額は、耐震シェルター等の設置に要する経費の2分の1の額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を 切り捨てた額)以内で、かつ、耐震シェルター及び防災ベッドにつ いては12万5千円、感震ブレーカーについては4万円を限度とす る。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、耐震シェルター等の設置を行う前に、広島市耐震シェルター等設置費補助金交付申請書(別記様式第1号)を市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請を行う者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ただし、前年度及び当該年度において広島市住宅耐震診断補助事業 による補助金の交付を受けた者にあって、広島市木造住宅耐震診断 費補助金額確定通知書を添付する場合には、第1号から第4号まで に掲げる書類の添付を省略することができる。(記載内容に変更が なく、第1号から第4号の内容を満たす場合に限る。)
  - (1) 住民票の写しその他補助対象住宅に高齢者等が居住しているこ

とがわかるもの(交付申請者が高齢者等と同一の世帯に属する者にあっては、その者が当該住宅に居住していることがわかるものも含む。)

- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書の写しその他当該住宅の所有者がわかるもの
- (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- (4) 耐震診断結果報告書の写し(建築士が作成したものに限る。) 又は一般財団法人日本建築防災協会が編集する「誰でもできるわ が家の耐震診断」耐震診断問診表の写し
- (5) 身体障害者手帳の写し等第2条3号に規定する高齢者等であることがわかるもの
- (6) 耐震シェルター等の設置に要する経費が確認できる書類(見積 書等)の写し
- (7) 耐震シェルター等の設置予定場所の写真(撮影日のあるものに限る。)及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面
- (8) 広島市耐震シェルター等設置補助に係る補助対象住宅所有者の同意書(申請者が補助対象住宅の所有者と異なる場合に限る。)
- (9) 広島市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略する場合に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類 (交付決定通知書)
- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を審査し、適当であると 認めたときは、広島市耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知 書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要に応じて条件 を付すことができる。
- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、広島市耐震シェルター等設置費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を 受けた後に耐震シェルター等の設置に着手するものとする。

(帳簿等の整備)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助事業について証票を整え、及び経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(変更等の承認申請)

- 第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付決定後において、 規則第12条第1項の規定による計画の変更等の承認を受けようと するときは、遅滞なく広島市耐震シェルター等設置補助事業変更 (中止・廃止)承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、そ の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を審査し、適当であると認めたときは、広島市 耐震シェルター等設置補助金交付変更(中止・廃止)承認通知書 (別記様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、耐震シェルター等の設置を 完了したときは、速やかに広島市耐震シェルター等設置補助事業実 績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提 出しなければならない。
  - (1) 耐震シェルター等の設置が適正に実施されたことを確認できる 写真
  - (2) 耐震シェルター等の設置に関する契約書の写し
  - (3) 耐震シェルター等の設置に要した費用の請求書の写し又は領収書の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告 に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付し た条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認 めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島市耐震シェルタ 一等設置費補助金額確定通知書(別記様式第7号)により当該補助 金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、広島市耐震シェルター 等設置費補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出し、補 助金の交付の請求をするものとする。 (交付決定の取消等の通知)

- 第11条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市耐震シェルター等設置費補助金交付決定取消(変更)通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。
- 2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市耐震シェルター等設置費補助金交付決定(一部)(全部)取消通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(返還命令)

第12条 市長は、規則第12条第5項、第19条第1項又は同条第2項の規定により補助金の返還を命ずるときは、広島市耐震シェルター等設置費補助金返還命令書(別記様式第11号)により行うものとする。

(調査等に対する協力)

- 第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、耐震シェルター等の設置に関する調査又は報告の協力を求めることができる。 (雑則)
- 第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局 長が定める。

## 附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。